

民事訴訟法基礎答案骨子

1 問題Ⅰ

- ・問1は無条件引渡の訴えに対する引換給付判決が処分権主義に反するか。
→処分権主義とは、訴訟物たる権利関係についての当事者の処分権を根拠として、訴訟の開始、審判対象の特定、訴訟の終了につき当事者の主導権を認めてその処分に委ねる原則である。したがって、処分権主義に反するか否かは、当事者の意思に反する否かという観点から判断されるべき。
原告にとっては請求棄却より有利であり、被告にとっては債務弁済後の後訴についての応訴負担を回避できるという利点があるため、引き換え給付判決は当事者の意思に反するものではない以上、処分権主義に反しない。
- ・問2では、訴訟物を1000万円の不存在の債務不存在を確認する訴えについて、その訴訟物の範囲内で、一部認容判決をしようとするものである。一見して、当該判決は申立事項の範囲内の判決のように思えるが、債務不存在確認における一部認容判決が246条に反しないか。
→246条は判決段階における処分権主義の表れであり、処分権主義とは、上記のとおり、訴訟物たる権利関係についての当事者の処分権を根拠とするものである。そのため、246条に反するか否かは、当事者の意思に反する否かという観点から判断されるべき。
原告及び被告は、1000万円全額が訴訟物となっていることから、審判対象となることを予定していたものである以上、一部認容判決により、その範囲内で紛争解決基準が与える判決を行うことは、当事者の意思に反するものではない。したがって、246条に反しない。

2 問題Ⅱ

- ・問1では、裁判所は、「A-X甲土地売買」との主要事実に対して、Yが主張していない「A-C甲土地売買」という事実を認定したうえで、「A-X甲土地売買」という主要事実は存在せず、Xの請求は認められないとの判断を行おうとしている。このように、Yが主張していない「A-C甲土地売買」という事実を認定したうえで、「A-X甲土地売買」という主要事実は存在しないとの判断を行うことが弁論主義に反しないか。
弁論主義とは、訴訟物たる私人間の権利関係は私的自治の原則に委ねられているところ、その権利関係の判断のための裁判資料についても同様に私的自治の原則が適用されることを根拠として、訴訟資料の収集・提出（事実の主張・証拠の申出）を当事者の権能かつ責任とする原則である。その具体的な

表れとして、裁判所は当事者の主張しない事実を基礎とすることはできないとの弁論主義第1テーゼが存在する。ここにいう事実については、弁論主義が訴訟物たる私人間の権利関係についての私的自治の原則を根拠としていることからすれば、訴訟物たる私人間の権利関係の発生、消滅、変更の原因となる主要事実に限られ、主要事実に対する積極否認を構成する事実は含まれない。

本件での「A-C甲土地売買」という事実は、「A-X甲土地売買」との主要事実に対する否認を積極的に裏付ける積極否認を構成する事実である以上、当該事実に対しては上記弁論主義第1テーゼが適用されず、上記判断をしたとしても弁論主義には反しない。

- ・問2では、裁判所は、「A-X甲土地売買」との主要事実を認めることを前提に、さらにYが主張していない「X-C甲土地売買」という事実を認定することで、Xの請求は認められないとの判断を行おうとしている。このように、「A-C甲土地売買」という事実を認定したうえで、Yが主張していない「A-X甲土地売買」という主要事実は存在しないとの判断を行うことが弁論主義に反しないか。

上記のとおり、弁論主義の具体的な表れとして、裁判所は当事者の主張しない事実を基礎とすることはできないとの弁論主義第1テーゼが存在するところ、個々でいう事実とは主要事実に限定される。

本件での「X-C甲土地売買」との事実は、Xが「X-C甲土地売買」によりCへ所有権を移転したため所有権を喪失したとの抗弁を構成する主要事実であるため、弁論主義第1テーゼが適用される。この点、「X-C甲土地売買」との事実は訴訟当事者であるXYが主張していない事実である以上、本件において「X-C甲土地売買」との事実を認定してXが所有権を喪失したと判断することは弁論主義第1テーゼ、すなわち弁論主義に反するものとして許されない。

3 問題Ⅲ

- ・証明責任とは、解説参照。
- ・問1については、売買代金の支払いという法律効果を主張するXがその要件である売買契約の成立について証明責任を負うことになる。
- ・問2については、代金200万円の弁済の事実は、売買代金債権の弁済による消滅という法律効果を導く事実であるところ、その法律効果を主張するYが証明責任を負うことになる。
- ・問3については、証明責任が審理の如何によって移転することはない。あく

まで、証明責任を負うものは、認定に必要な証明度まで証明することが必要であり、証明責任を負わないものは、反証により真偽不明に持ち込めば足りる。

4 問題Ⅳ

- ・問1について、既判力にはその消極的作用として前訴確定判決の後訴の当事者に対する拘束力があるところ、この拘束力との関係で、裁判所は虚偽表示により契約が無効であると判断して、請求認容することができるか。

既判力の消極的作用とは、前訴確定判決において既判力が生じた判断は、後訴の当事者を拘束するものであり、後訴では、当事者は、前訴における裁判所の既判力ある判断をもはや争うことができず、裁判所はこれらの主張を排斥しなければならないとする作用である。ここにいう既判力が生じた判断とは、前訴の最終口頭弁論終結時点における訴訟物の存否に関する結論的判断である。そのため、後訴においては、前訴の最終口頭弁論終結時点における訴訟物の存否に関する結論的判断を争うことはできない。

本件において、Yは、虚偽表示により契約が無効を主張しているところ、これは、契約当時から当該契約が無効であったことを主張するものであって、前訴の最終口頭弁論終結時点における売買代金債権の存在を認める旨の判決を争うものである。したがって、裁判所は、既判力の消極的作用により当該主張を排斥しなければならないと結果、請求認容をすることが出来ない。

この場合、裁判所は、既判力の積極的作用（前訴前訴の最終口頭弁論終結時点における訴訟物の存否に関する結論的判断を前提として後訴を審理しなければならない）により、前訴の最終口頭弁論終結時点における売買代金債権の存在を前提に審理しなければならないと、Yからは特段その他の主張がなされていない以上、請求棄却判決をしなければならない。

- ・問2について、既判力にはその消極的作用として前訴確定判決の後訴の当事者に対する拘束力があるところ、この拘束力との関係で、裁判所は前訴判決確定後の弁済により売買代金債権が消滅したと判断して、請求認容することができるか。

上記で述べた通り、後訴においては、前訴の最終口頭弁論終結時点における訴訟物の存否に関する結論的判断を争うことはできない。

本件において、Yは、前訴判決確定後における弁済の事実を主張しているところ、これは前訴の最終口頭弁論終結時点以降における売買代金債権の消滅を主張するものであるから、前訴の最終口頭弁論終結時点における売買代金債権の存否に関する結論的判断を争うものではないしたがって、裁判所は、

既判力の消極的作用により、Yの当該主張を排斥する必要はないのであるから、請求認容判決をすることができる。